

○防衛省告示第五十一号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象
防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示（令和元年防衛省告示第三十六号）の一部を次のよう
に改正する。

令和七年三月二十四日

防衛大臣 中谷 元

第十号中「海上自衛隊大湊地方総監部」を「海上自衛隊大湊地区総監部」に改める。